

令和3年4月19日

主任監査官
総務部各課(室)長
各部・センター長
地方測量部等の長

】 殿

国土地理院コンプライアンス推進本部

令和2年度国土地理院コンプライアンス報告書について

令和2年度国土地理院コンプライアンス推進計画の実施結果等について、別添のとおり取りまとめたので報告する。

令和2年度

国土地理院コンプライアンス報告書

令和3年4月

国土地理院コンプライアンス推進本部

目 次

はじめに	1
I. 推進計画の実施結果と評価	2
1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組	2
(1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施	2
(2) コンプライアンス講習会等の実施	3
(3) コンプライアンス・ミーティングの実施	4
(4) 発注者綱紀保持の周知徹底	5
(5) 国家公務員倫理の周知徹底	6
(6) 文書情報管理の周知徹底	7
(7) 個人情報保護の周知徹底	8
(8) ハラスメントの防止	8
(9) コンプライアンスに関する情報提供	9
(10) コンプライアンス指導者の養成	9
2. 事業者との適切な対応	10
(1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知	10
(2) 事業者との応接ルール等の徹底	10
3. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底	11
(1) 入札契約手続きの見直し	11
(2) 情報管理の徹底	12
4. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用	12
5. 監査の強化・充実	13
6. フォローアップ（実施状況及び情報提供）	14
(1) 地方測量部等における取組内容の報告	14
(2) 好事例、推奨事例の活用	14
II. アドバイザリー委員会からの意見等	14

はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に関し、「入札談合等関与行為防止法」に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて国土交通本省において同日付けで「当面の再発防止対策について」が、また、平成25年3月14日付けで「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」が取りまとめられた。

これらを踏まえ、国土地理院では、平成25年4月に、国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）及び外部有識者で構成される「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」（以下「アドバイザー委員会」という。）を設置し、コンプライアンス等の強化を図るため、各年度において「国土地理院コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、継続的に取り組んできたところである。

本報告書は、令和2年度における推進計画の実施結果及び推進本部による評価、並びにアドバイザー委員会からの意見を取りまとめたものである。

I. 推進計画の実施結果と評価

1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組

(1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施

【推進計画】

- ① 原則として、国土地理院が主催する全ての階層別研修にコンプライアンスの講義を設け、関係法令に関する講義を実施し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識について理解を深める。
講義は、研修員同士が意見を出し合い、自分の身近な問題として捉え理解を深めることができるように「グループ討議」、「研修教材用動画視聴」、「セルフチェック」等を活用する。
- ② 新任の課長等を対象とする「課長級研修」では、外部講師を招いた講義を設けるとともに、当該講義を広く活用するため、研修員以外の管理職員（補佐相当職以上を含む。）でも受講可能なオープン講義とする。
- ③ 国土交通大学校、人事院等他機関での研修及び公正取引委員会における啓発等を目的とした研修会等にも積極的に参加する。

【実施結果】

国土地理院主催の研修（5研修）で、適正業務管理官等が講師となり発注者綱紀保持、公務員倫理・服務等コンプライアンスに関する講義を実施した。

実施にあたっては違法性の認識を高めるため、発注者綱紀保持では、他機関等での不祥事事例等を活用して事案の概要、関与行為の背景・要因、ペナルティ等を説明した他、身近な問題として捉え理解が深まるようグループ討議や研修教材用動画を活用した。公務員倫理・服務等に関する講義では、身近な事例を問題形式としたセルフチェックやSNSを利用する際の服務・倫理に関する注意点等を教示して、研修員のコンプライアンス意識の醸成に努めた。研修でのコンプライアンスに関する講義の受講者数は、70名であった。

課長級研修でのコンプライアンスに関する講義は、研修員以外でも受講可能なオープン講義とする予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は研修員のみとした。

その他他機関主催の14研修に参加し、74名がコンプライアンスに関する講義を受講した。

【資料1】

【推進本部会議の評価】

国土地理院主催の研修（5研修）に「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けたことは、職員に関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時におけるリスクについての意識を徹底させる手段として有効である。実施にあたっては、違法性の認識を高めるため、入札談合等関与行為は必ず発覚すること、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰などといったペナルティが課されることなどの内容を取り入れた講義を行ったことは評価できる。

また、グループ討議、研修教材用動画視聴、セルフチェックを取り入れた講義も、職員のコンプライアンス意識を深めるためには有効であることから、今後も継続すべきである。

更に、昨今話題となっているSNSを利用する際の服務・倫理に関する内容や再就職管理に関する内容を講義の中に盛り込んだことも評価でき、今後も継続すべきである。

(2) コンプライアンス講習会等の実施

【推進計画】

原則として職員全員（休職者等を除く。）が、以下の講演会等に年1回以上参加する。

- ① コンプライアンスの概念や発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程等に基づく職員としての責務、守るべき法令やルール等への正しい理解を深めるため、全職員を対象に、外部専門家等によるコンプライアンスに関する講習会等を年2回以上実施する。なお、講習会の模様は、Web会議システムにより本院内及び地方測量部等に同時配信するとともに動画を内部ホームページに掲載し、未受講者が後日視聴できる環境を整える。
- ② 地方測量部等においても、独自の開催又は他機関との共催により講習会を実施することとする。なお、開催できない場合は、本院からのWeb会議システムにより配信される講習会を聴講することはもとより、他機関が開催する講習会等へも積極的に参加する。
- ③ 発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本院担当職員が、コンプライアンスに関する講義を実施する。

【実施結果】

外部講師によるコンプライアンスに関する講習会等を2回開催し、延べ777名が参加した。

実施に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場での聴講を希望していた職員の一部にWeb聴講への変更をお願いし、会場が密にならないよう聴講者の間隔を広く開ける等の措置を講じた。

10月には、公正取引委員会事務局経済取引局から講師を招き、入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）に関する講演会を開催し、入札談合や官製談合防止法の概要、官製談合における入札談合等に関与行為の4つの類型、入札談合に関与した職員に対するペナルティ等について講義をしていただき、359名が聴講した。

11月には、国家公務員倫理審査会事務局から講師を招き、「国家公務員の職務に係る倫理の保持について」と題して講演会を開催し、倫理法・倫理規程の制定の経緯、制度・運用の概要や、利害関係者との間における禁止行為、利害関係者でない人との禁止行為等について動画や最近の実例を用いた解説を実施していただき、418名が聴講した。

講習会等の模様は、Web会議システムにより本院及び地方測量部等に同時配信するとともに、講習会等に参加できなかった者が、後日動画を視聴できるよう内部ページに掲載した。さらに、未受講者がいる所属に受講状況リストを送付し受講を促した結果、年間を通じた講習会の未受講者はなく、対象者全員が受講した。

幾つかの地方測量部等でも公正取引委員会の担当官による講習会等を独自に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、今年度の開催は見送った。

また、例年、本院担当職員が地方測量部等に出向いて実施しているコンプライアンスに関する講義については、Webに変更して、2月に適正業務管理官及び人事計画官が四国地方測量部を対象に実施し、15名が受講した。

【資料2】



【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに対する意識は時間の経過とともに希薄になっていくので、定期的にコンプライアンス講習会を開催することは、コンプライアンス意識を持続させる取組の一つとして有効である。

地方測量部等においても、講習会等を独自に開催したり、他機関主催の講習会等に参加し、なるべく多くの職員に対してより専門的な知識を習得させる機会を設けることは、職員のコンプライアンス意識を高める上で重要である。

職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、本院の担当職員が地方測量部等を対象に、コンプライアンスに関する講義を実施（Web）したことは評価できるが、新型コロナウイルス感染対策も講じつつ、複数の地方測量部等を対象に実施することも考慮する必要がある。

（3）コンプライアンス・ミーティングの実施

【推進計画】

- ① 職場内の職員相互間でコンプライアンスに関する再確認や意見交換を行うことにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図るため、コンプライアンス・ミーティングを年1回以上実施する。なお、コンプライアンス・ミーティングは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。
- ② 「コンプライアンス・ミーティング」をはじめ様々な機会を通じて職場でのコミュニケーションを活性化し、不祥事が起きにくい風通しの良い職場環境を整備する。

【実施結果】

職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、職員が自分自身の問題として考えることができるよう、SNSへの書き込みをテーマとしたコンプライアンス・ミーティングを実施した。

実施にあたっては、実施日やグループを分割したり、所属以外の課室でのミーティング参加を認めるなど、全職員がミーティングに参加できるよう工夫した結果、参加率は100%で、対象者全員が参加した。

なお、実施に際しては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、工夫している状況が見られた。

【資料3】

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス・ミーティングについては、全職場において参加率100%で実施され、本年度計画にある「原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。」との目標を達成しており評価できる。

実施にあたっては、すべての職員が参加できるようにコンプライアンス・ミーティングの開催日を複数日設けたり、所属以外の課室でのミーティング参加を認めるなど工夫したことは評価できる。

引き続き、身近な事例をテーマに選定する等の工夫により、参加率100%を目指し取り組む必要があるとともに、様々な機会に職場のコミュニケーションを活性化し、不祥事がおきにくい風通しの良い職場環境を整備していく必要がある。



（４）発注者綱紀保持の周知徹底

【推進計画】

① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底を図る。

特に、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、院内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告についても、以下の事項について、研修等において周知徹底を図る。

- 一 発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること
- 二 報告は職員に課された義務であること
- 三 報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
- 四 報告を怠った場合には処分があること

② 発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。加えて、職員自らが実施した結果を直ちに知ることができるよう改良する。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施する。その実施状況・正誤状況について把握し、必要なフォローアップを行う。

【実施結果】

令和2年度においても、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法、コンプライアンス推進計画に係る具体の取組等について、定例会議や研修、講習会、コンプライアンス・ミーティングにおいて職員に周知した。また、不祥事の実例「事例で学ぶコンプライアンス」を活用し、コンプライ

アンス違反によって発生する刑事処分、行政処分等について解説を行った。

国土地理院主催の5研修では、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、①発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても、不当な行為として発注者綱紀保持規程違反となること、②報告は職員に課された義務であること、③報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、④報告を怠った場合には処分があることについて周知徹底を図った。

また、発注者綱紀保持に関するセルフチェックについては、実施した職員自らが結果を直ぐに知ることができるよう改良を加え、さらに、所属毎に集約する職員の負担軽減を図れるよう工夫して実施したところ、対象者の実施率は100%であった。

【資料4】

【推進本部会議の評価】

関係規程等の職員への周知は、全職場において適切に行われている。

また、発注者綱紀保持の徹底及び違法行為の防止の観点から、発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても発注者綱紀保持規程違反であること、発注者綱紀保持規程違反に関する報告は職員に課された義務であること、報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名等に関すること、報告を怠った場合には処分があり得ることについて周知徹底を図ったことは評価できる。

セルフチェックを実施した職員自らが直ちに結果を知ることができるよう改良したこと、集約する職員の負担を軽減したこと、対象者の実施率が100%であったことは評価できる。引き続き取り組む必要がある。

（5）国家公務員倫理の周知徹底

【推進計画】

- ① 国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、国民の信頼を確保するために、国家公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程の遵守について、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。その結果を集計し、職員に周知することで、更なる職員の倫理意識の向上を図る。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施するものとする。

【実施結果】

令和2年度においても、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程等については、定例会議や研修等の機会を通じ、職員に周知している。特に、国家公務員倫理月間においては倫理管理官（院長）から職員へのメッセージ発出等の各取組により、国家公務員倫理の周知徹底に集中的に取り組んだ。

また、服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、メールでチェックシートを配布してセルフチェックを実施した。対象者の実施率は、第1回目、第2回目とも100%であった。

セルフチェックの結果は、問題・正答及び解説、問題毎の正答率、正答率が低かった問題等を

内部ページに掲載し、再度問題及び解答を見直すなどの振り返りにより、さらなる倫理への意識の向上を図るよう各所属を通じ周知した。

【資料4】

【推進本部会議の評価】

関係規程等の職員への周知は、全職場において適切に行われている。

セルフチェックの問題及び解答を見直せるよう内部ページに掲載したこと、対象者の実施率が第1回目、第2回目とも100%であったことは評価できる。引き続きコンプライアンス意識が希薄にならないようセルフチェックに取り組む必要がある。

(6) 文書情報管理の周知徹底

【推進計画】

職員が適正に文書管理を行うために、「公文書管理の適正の確保のための取組について」等の趣旨について、研修及び国土交通省文書整理月間等の機会を通じて周知徹底を図る。

【実施結果】

文書管理に係る取扱いについて、各種会議において周知徹底を図った。

職員の公文書管理に対する自覚を促し、ルールに従った適正な管理を行わせるため「公文書管理研修」を実施した。

国土地理院主催の研修においては、新任文書管理者（課室長クラス）21名、新任文書管理担当者（課長補佐クラス）19名が受講した。

また、国土交通大学校主催の3研修において、18名が公文書管理に関する講義を受講した。

国土交通省文書の日（毎月23日）では、全職員に向け文書管理のポイント及び文書チェックシートの活用について掲示板で周知するとともに、定例会議において周知した。

国土交通省文書整理月間（11月）における文書管理の点検の取組として、文書管理自己チェックシート及び公文書管理eラーニングを全職員が実施した。

【推進本部会議の評価】

文書管理に関しては、各種会議において、公文書管理の適正な確保の取組について注意喚起を行い、研修等を通じ周知徹底を図っている。特に、従来から行ってきた研修や文書整理月間にあわせた文書管理の点検における取組のほか、令和2年度は国土交通省文書の日（毎月23日）における行政文書管理自己点検シートの実施に併せて、院独自の取組として毎月、文書管理のポイントを掲示板に掲載するなど、行政文書に関するルールや知識を定着させる取組を強化したことは評価できる。

(7) 個人情報保護の周知徹底

【推進計画】

個人情報の保護の重要性と適切な取扱いについて、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を研修等を通じて周知徹底を図る。

【実施結果】

「個人情報の適切な管理の徹底について」通知文について、電子文書室に掲載して職員へ周知した。また、専門事務研修及び普通測量研修では、個人情報の適切な取扱いや管理運用に関する講義を行った。

【推進本部会議の評価】

個人情報の適切な管理について研修等で注意喚起及び周知徹底を図っており、今後も、適切に取り扱われるよう研修等で周知する必要がある。

(8) ハラスメントの防止

【推進計画】

- ① セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止について、研修及び国家公務員ハラスメント防止週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 苦情相談員の相談窓口等について周知徹底し、相談しやすい体制の整備に努める。

【実施結果】

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止については、相談窓口を含め、定例会議等において、職員に周知するとともに、国土地理院主催の3研修において、外部講師等によりハラスメントの防止に関する講義を実施し、ハラスメントに関する知識や対応能力の向上を図った。院内研修でのハラスメント防止に関する講義の受講者数は、48名であった。

その他他機関主催の11研修に参加し、45名がハラスメント防止に関する講義を受講した。

管理者等に昇任した際に受講が必修化されているハラスメント防止講習（eラーニング）について、新任幹部職員及び新任管理者を合わせ39名が受講した。

また、12月の「国家公務員ハラスメント防止週間」に合わせ、ハラスメント防止対策について、より一層、組織的・効果的に取り組むことを目的に定めた活動計画の取組の一つとして、ハラスメント防止講習会（管理職員向け）及びハラスメント防止講演会（一般職員向け）を実施した。Web会議システムによる聴講も含め、338名が聴講した。

【資料1】

【推進本部会議の評価】

ハラスメント防止においては、外部講師を活用した講習会等で職員の意識向上を図るとともに、令和2年度は研修・講習会以外でも院議においても注意喚起を行い、防止に努めている。今後も、院議や定例会議等を通じた注意喚起や職員の積極的な講演会等の受講など継続的な取組を実施すべきである。

(9) コンプライアンスに関する情報提供

【推進計画】

コンプライアンス意識の啓発を促すため不祥事事例等の情報を、適宜、定例会議等において提供する。

【実施結果】

国や地方公共団体等において、発注者綱紀保持や公務員倫理等に係る不祥事事例が発生した場合、適宜「事例で学ぶコンプライアンス」事例として院議で紹介し、本院各部・地方測量部等に資料提供した。

資料は、報道記事を引用して不祥事事例を具体的に明示し、関連する法規等を解説することにより職員が理解しやすい内容としている。これまで3回提供し、定例会議等で活用されている。

【資料5】

【推進本部会議の評価】

不祥事事例を紹介し関係する法規等を解説して、職員が理解しやすい内容としていることは評価できる。

今後も、具体的な事例や着眼点を示し、定例会議等で活用しやすい資料を提供し、職員の意識向上を図る必要がある。

(10) コンプライアンス指導者の養成

【推進計画】

国土交通大学校で実施している「コンプライアンス指導者養成研修」に、コンプライアンスに関する担当職員を順次受講させ、指導者として必要な能力の向上を図る。

【実施結果】

国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修（Web）」を、担当職員（適正業務管理官）が受講した。研修では、コンプライアンス指導者として求められる対応方法や注意点の理解を深めただけでなく、研修員相互による意見交換を通じ、地域横断的な情報共有を図ることができ、大変有意義であった。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに関する担当職員が、国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修」を受講することは、知識の習得とともに地方整備局等の状況把握にも有効であることから、今後も順次受講させる必要がある。

2. 事業者との適切な対応

(1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知

【推進計画】

- ① 国土地理院ホームページに有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組やコンプライアンス推進計画等を掲載し協力依頼を行う。
- ② 執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター及び入室にあたっての協力依頼文書を掲示するとともに、測量業務の一般競争参加資格者に送付する参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のリーフレットを同封する。

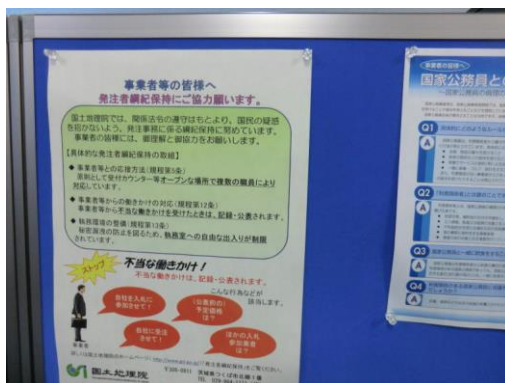
【実施結果】

事業者に対する発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼については、国土地理院ホームページに掲載し、周知を図っている。

また、一般競争参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のパンフレットを同封し、有資格者へ協力を依頼している。

執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター等を掲示し、引き続き来庁者への周知を図っている。

【資料6】



【推進本部会議の評価】

事業者に対しての発注者綱紀保持に関する協力依頼については、各職場において適切に実施されている。執務室への入室制限等の環境整備は、事業者に対する効果だけでなく職員への意識付けにも効果がある。

引き続き発注者綱紀保持の取組について協力依頼を行う必要がある。

(2) 事業者との応接ルール等の徹底

【推進計画】

事業者との応接にあたっては、国民の疑惑や不信を招かないよう、必要最小限の対応に留め、この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、引き続き対応ルールの徹底を図る。

【実施結果】

事業者との応接にあたっては、公平かつ適切に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うために、原則として、受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応するものとされていることについて、定例会議や研修、講習会、コンプライアンス・ミーティングにおいて繰り返し説明し周知した。

【推進本部会議の評価】

事業者との応接方法について継続して周知し、国民の疑惑や不信を招かないよう引き続き対応ルールの徹底を図ることが必要である。

3. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底

(1) 入札契約手続きの見直し

【推進計画】

不正が発生しにくい入札契約制度の見直しを継続して実施する。

- ① 予定価格調書の作成時期を極力後倒しして、予定価格漏洩の防止を図る。
- ② 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定するとともに、国土地理院総合評価技術審査会において発注案件ごとに技術審査・評価業務の実施体制をチェックすることにより、コンプライアンスの更なる徹底を図る。

【実施結果】

- ① 予定価格調書の作成時期については、開札日前日の作成を原則とすることで、極力後倒しをすることにより、予定価格の漏洩防止を図った。
- ② 総合評価落札方式における情報漏洩防止のため、積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、令和2年4月から令和2年12月までの総合評価落札方式による発注87件中86件(99%)の業務の分離を行った。分離に際しては、国土地理院総合評価技術審査会において、発注案件ごとに、担当部署における業務の実施体制の報告を求め、その適否を確認するとともに、情報漏洩防止の注意喚起を行いコンプライアンスの徹底を図った。

【推進本部会議の評価】

予定価格調書の作成時期の後倒しは、不正が発生しにくい入札契約手続きの重要な対策であり、今後も継続する必要がある。

積算業務と技術審査・評価業務は分離を原則とし、分離が困難な業務については、引き続き情報漏洩の防止策を講じていくことが必要である。

(2) 情報管理の徹底

【推進計画】

- ① 「発注情報管理マニュアル」を周知徹底し、発注事務に関する情報管理の徹底を図る。
- ② 「発注情報管理マニュアル」2. 情報の適切な管理(4)に規定する「発注事務に関する書類の管理その他発注事務に関する情報への不正なアクセスの予防」について、発注担当職員の所属長が行う調査・点検の周知徹底を図る。

【実施結果】

- ① 「発注情報管理マニュアル」の遵守について、研修等により周知徹底を図った。
- ② 「発注情報管理マニュアル」の実施状況を確認するため、地方測量部等においては、分任物品管理官定期検査の際の調査項目として確認した。
また、監査官室と連携し、本院定期監査においても調査項目とし、確認した。

【推進本部会議の評価】

発注事務に関する情報管理については、秘密情報の漏洩防止の重要な対策であり、「発注情報管理マニュアル」に沿って適切に情報管理が行われているかについて、引き続き定期的に点検を実施する必要がある。

4. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

【推進計画】

通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。また、通報があった場合には、迅速かつ的確な対応を図る。

【実施結果】

コンプライアンス関係通報窓口への通報については、その重要性及び通報した職員が不利益な取扱いを受けることがないことについて、研修等において繰り返し説明することで、周知した。
また、内部通報窓口、外部通報窓口の連絡先等についても、併せて繰り返し周知した。
なお、令和2年度において、コンプライアンス関係通報窓口への通報はなかった。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス関係通報窓口への通報の重要性について、研修、コンプライアンス・ミーティング等において繰り返し説明することで、職員に理解させるとともに、通報した職員が不利益な取扱いを受けないことや、コンプライアンス関係通報窓口の連絡先等について適切に周知していた。

今後も、通報は違反行為の未然防止や事態の深刻化を防ぐために有効であるため、引き続き周知徹底に取り組んでいく必要がある。

5. 監査の強化・充実

【推進計画】

令和2年度定期監査実施計画において、コンプライアンス推進の取組に関する監査を重点事項として位置付け、令和2年度コンプライアンス推進計画の取組状況について監査を実施する。

なお、令和2年度監査予定の地方測量部等においては、部長等管理職員及び発注担当職員に対し、コンプライアンスに関する認識及び取組状況についてヒアリングを実施する。併せて、事業者との対応に関する職場環境の整備状況及び事業者との応接方法について監査を実施する。

【実施結果】

令和2年度定期監査実施計画に基づき、9月から12月にかけて、本院（総務部、企画部、地理空間情報部、基本図情報部、応用地理部）及び地方測量部等（東北、近畿、中国、九州、沖縄）において、監査重点事項であるコンプライアンスの徹底に関する取組について監査を実施した。また、地方測量部等の長、次長、管理課長、測量課長及び発注担当職員に対して、コンプライアンスに関する認識及び取組状況等のヒアリングを実施した。

監査の結果、コンプライアンス・ミーティングや講習会等をコンプライアンス推進計画に基づき、適切に実施されていることを確認した。コンプライアンス・ミーティングは、各課室毎に全員参加で実施されている。講習会等は、原則として全職員が参加し、やむを得ず参加出来ない場合には、講習会等のビデオを視聴するなどフォローアップが行われている。また、各職場においては、新聞等に掲載された不祥事・不正行為等を事例として職員に周知し、意識向上が図られている。

発注者綱紀保持、国家公務員倫理の周知徹底については、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて、周知徹底が図られている。セルフチェックの実施については、全職員が実施し、更なる意識の向上が図られている。事業者との適切な対応については、執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター及び入室にあたっての協力依頼文書を掲示し、受付カウンター及び打合せテーブルを設置している。事業者との対応ルールについては、必要最小限の対応に努め、原則として受け付けカウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、対応ルールの徹底が図られている。

地方測量部等の管理職員及び発注担当職員へのヒアリングについては、関係法令の目的、行動基準、禁止行為等の認識状況及び事業者の対応状況の確認を行い、全員が概ね正しく理解していることを確認し、適切に取り組まれていることを確認した。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに関する個別ヒアリングも実施し、適切に実施されている。

コンプライアンス推進の取組については、引き続き監査の重点項目として実施していく必要がある。

6. フォローアップ（実施状況及び情報提供）

（1）地方測量部等における取組内容の報告

【推進計画】

コンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び沖縄支所長）は、コンプライアンス推進本部と会議（Web会議を含む。）等の機会を捉えて、地方測量部等におけるコンプライアンスの取組について報告するとともに、意見交換を行う。

【実施結果】

12月の地方測量部長等会議の際、コンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び沖縄支所長）が各地方測量部等の取組について推進本部に報告し、意見交換を行った。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス推進本部において、地方測量部等における取組を報告することは、他地方測量部等の参考となり、一層コンプライアンスの推進を図ることとなるので評価できる。今後も職員の負担を軽減するよう工夫をしながら、必要に応じ本院との会議等の際に継続すべきである。

（2）好事例、推奨事例の活用

【推進計画】

各所属で実施したコンプライアンス推進に係る取組のうち、好事例、推奨事例と判断される取組については、院内全所属に周知を行い積極的な活用を図り、更なるコンプライアンス推進の強化を図る。

【実施結果】

各所属で実施したコンプライアンス推進に係る取組のうち、好事例、推奨事例と判断される取組については、積極的な活用を図り、更なるコンプライアンス推進に務めている。

【推進本部会議の評価】

各所属において、コンプライアンス推進に係る好事例となる取組を活用していくことは、コンプライアンスを推進するうえで有用である。今後も引き続き積極的に共有・活用すべきである。

II. アドバイザリー委員会からの意見等

事例で学ぶコンプライアンスは、現実に起きている不祥事事例を具体的に紹介すると共に、関連する法規等が分かりやすく解説されており、非常に良い取組である。好事例・推奨事例を活用することも必要であるが、悪事例・推奨できない事例を他山の石的に活用することも重要である。

前回の委員会での意見を踏まえ、かなり負担を減らすような形で取り組まれた様子であるが、コンプライアンスの取組としてはかなり充実しているため、今後は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために導入されたテレワークや、web会議システム等をうまく活用する等し、更に負担を減らしつつも効果はキープするよう工夫をされたい。

【資料1】

令和2年度 研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

<国土地理院>

実施日	研修名	講義テーマ	講師	受講者数
R2.4.3	業務	コンプライアンスについて	適正業務管理官	3
R2.10.7	中堅係員	コンプライアンス（発注者綱紀保持）	適正業務管理官	19
R2.10.9		国家公務員倫理・服務等・WLB	人事課管理係長	
R2.10.14	課長級	コンプライアンス（発注者綱紀保持）	外部講師	12
		国家公務員倫理・服務等・WLB	人事課長	
R2.11.25	補佐	コンプライアンス（発注者綱紀保持）	適正業務管理官	26
R2.11.26		※資料配付		
R3.3.8	普通測量業務	コンプライアンス（概論&コンプライアンスミーティング）	適正業務管理官	10
		服務	人事課管理係長	
5研修				70

<国土交通大学校>

受講研修数 10件

受講者総数 68名

<人事院>

受講研修数 4件

受講者総数 6名

令和2年度 研修におけるハラスメントの防止に関する講義の実施状況

<国土地理院>

実施日	研修名	講義テーマ	講師	受講者数
R2.10.14	課長級	管理職に求められるハラスメントの防止対策	外部講師	12
R2.11.26	補佐	職場におけるハラスメントの防止	外部講師	26
R3.3.8	普通測量業務	ハラスメント防止	人事課管理係長	10
3研修				48

<国土交通大学校>

受講研修数 7件

受講者総数 40名

<人事院>

受講研修数 4件

受講者総数 5名

<内閣人事局>

			受講者数
10月下旬～R3.3.19までに受講する	新任幹部職員等のためのハラスメント防止講習	eラーニング	11
10月下旬～R3.3.19までに受講する	新任管理者のためのハラスメント防止講習	eラーニング	28

39

【資料 2】

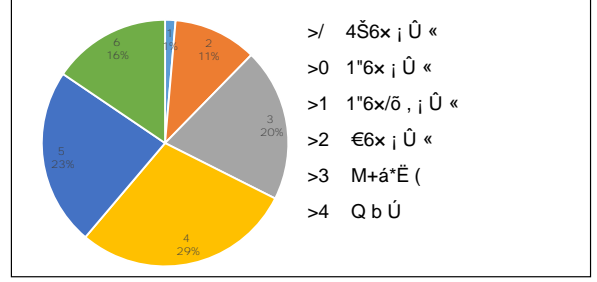
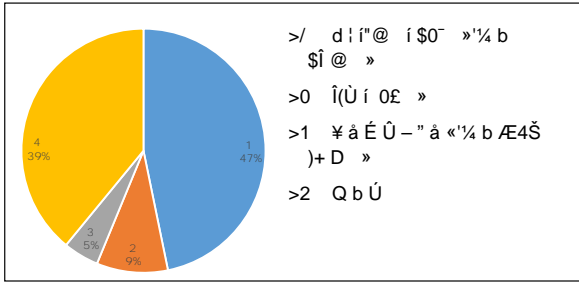
令和 2 年度 コンプライアンス講習会等実施状況

<本院 (第 1 回) >

1. 演 題 入札談合の防止に向けて(公正取引委員会職員)
~独占禁止法と入札談合等関与行為防止法~
2. 開催日時 令和 2 年 1 0 月 1 3 日 (火) 1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
3. 場 所 大会議室
4. 参加者数 会場 : 3 4 名 Web 会議システム : 3 2 5 名 合計 3 5 9 名
5. アンケート内容別内訳 > / ■ >0 ■ >1 ■ >2 ■ >3 ■ >4 ■

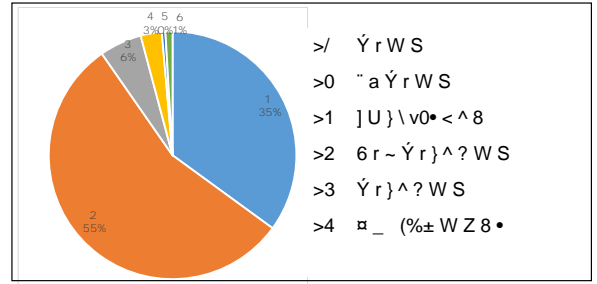
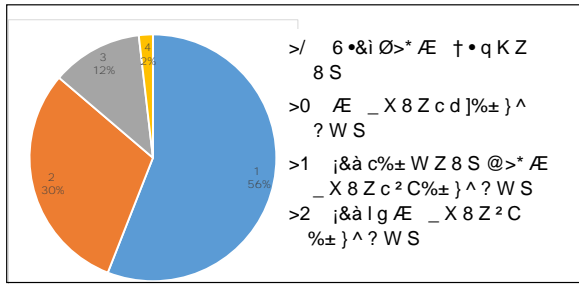
>>>2 *É @ , \ | € Z 8 • » b Æ † > * ? O C T I 8
>&0 X G ' Á > ' >

>&>0>2 *É b H z *É † > * ? O C T I 8



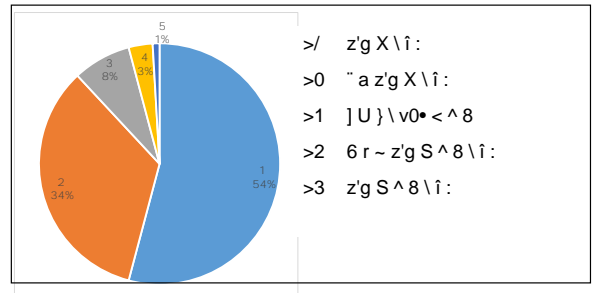
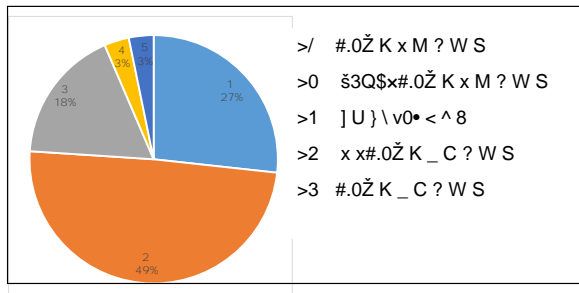
>&>1>' ° • / œ b 7 5 F l g ° • / œ ' % 6 ð Z / œ ! m 7 5 F 2 _ X 8 Z
b % ± 1 ' c % É Ÿ b • S c] b & i Ø 6 ~ r K S ?

>&>2>%É Ÿ l b • _ | ~ ° • / œ b 7 5 F l g ° • / œ ' %
6 ð Z / œ ! m 7 5 F 2 _ X 8 Z b # . 0 Ž @ Ÿ r ~ r K S ?

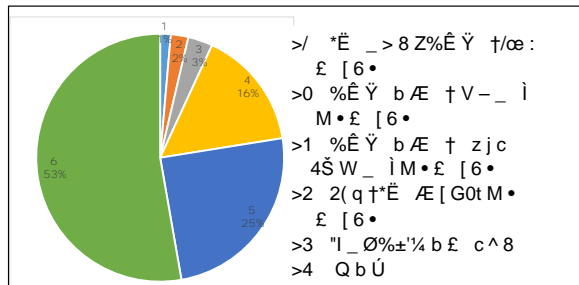


>&>3>%É Ÿ b Æ c # . 0 Ž K x M 8 v b [K S ?

>&>4>%É Ÿ b Æ c > * Ò < b » [z ' g X \ i 8 r M ?



>&>5>' Ò G b % É Ÿ < * * É _ > 8 Z > * % É Ÿ b Æ ° • / œ
b 7 5 F í ° • / œ ' % 6 ð Z / œ ! m 7 5 F 2 > ' b Ø % ±



>&>6>' Q b Ú > * % É Ÿ _ 6 ð M • š - 0 b ' % H J 8 r K S } š 0 ° C T I 8

í 2 (q p _ S 6 Ú # Ÿ 1 ^) @ μ r ∈ Z > ~ Q ∈ @ 0 Ž ~ _ C ? W S
í i 6 è b P K Z Æ @ ' C 1 Á @ © C Z # . 0 Ž M • b @ ± š [6 W S v : a K z W C ~ 1 Á K Z 8 S T A S ? W S
í 0 1 / œ _ 6 ð f W S * É (c) : 8 W S & k \$ x D F † w E S ? ^] 6 ð Z K Z v 1 b Ó Ü μ ° v ^ 8 G \ \ i f O • 1 Á †
" u _ K Z 8 S T E • \ , 8
í i 6 è Æ \ v 4 : \ [6 W S) P ~ 3 É K ¶ Ç \$ x Ü « j @ 6 • G \ † 1 ' I O • G \ c 5 0 [[6 •

